

甲府市総合計画審議会 会議の進め方について

1 審議会の概要

(1) 所掌事務(甲府市総合計画審議会条例第2条)

審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査及び審議します。

(2) 審議会委員の任期(条例第4条)

本日から当該諮問に係る審議が終了するまで(令和7年10月末頃を予定)

(3) 会議の開催(条例第6条)

審議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。また、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決します。

(4) 意見の聴取(条例第7条)

会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができます。

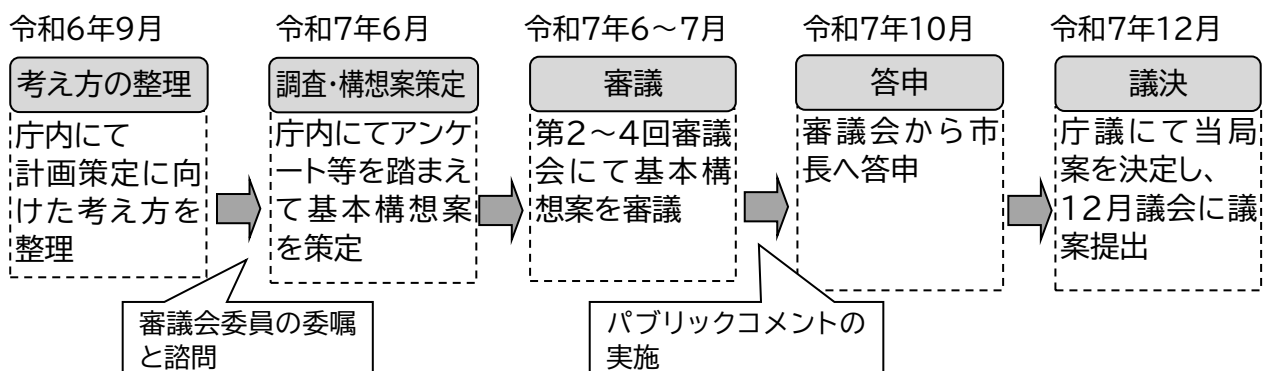
2 審議する範囲

甲府市自治基本条例 条文と解説(抜粋)

第22条(基本構想等)
① 市は議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想として、 <u>都市像とそれを実現するための施策の方向性を示す基本目標を定め、総合的で計画的な行政運営をしなければなりません。</u>
② 甲府市総合計画は、この基本構想とその施策の基本区分の中で、 <u>各年度に取り組む具体的な事業を取りまとめた実施計画で構成しています。</u>



3 基本構想策定の過程



4 会議の公開

(1) 会議は、審議に支障がない限り、傍聴を認め原則公開とします。

(2) 会議の傍聴手続は、前日までの事前申込とします。

(3) 傍聴希望者には、「傍聴を希望される方への注意事項」の遵守をお願いします。

5 議事録の公開

- (1) 本市ホームページにて公開します。
- (2) 委員氏名については、出席・欠席委員氏名を記載します。また、発言内容は発言者氏名を伏せて記載します。
- (3) 次回審議会冒頭にて、前回議事録内容について確認していただきます。

6 会議への参加

原則、会議は対面開催としますが、事情によりオンライン参加を希望される場合は個別に対応をいたしますので、事前に事務局へご連絡ください。